

# 湯浅町斎場建替事業

## 要求水準書

令和6年1月

湯 浅 町

## 目 次

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第1章 総則               | 1  |
| 1. 要求水準書の位置付け        | 1  |
| 2. 要求水準書の変更          | 1  |
| 3. 遵守すべき法令等          | 1  |
| 3. 1. 遵守すべき法令及び条例等   | 1  |
| 3. 2. 適用基準類          | 2  |
| 第2章 事業の概要            | 4  |
| 1. 事業の概要             | 4  |
| 1. 1. 事業の目的          | 4  |
| 1. 2. 事業方式           | 4  |
| 1. 3. 契約の形態          | 4  |
| 2. 業務の概要             | 4  |
| 2. 1. 業務範囲の概要        | 4  |
| 2. 2. 事業期間           | 4  |
| 3. 事業用地等の概要          | 5  |
| 第3章 施設の計画に関する要求水準    | 6  |
| 1. 施設の基本方針           | 6  |
| 2. 施設計画              | 6  |
| 3. 動線計画              | 7  |
| 4. 配置計画              | 7  |
| 5. インフラ整備計画          | 7  |
| 6. 斎場                | 7  |
| 6. 1. 外構             | 7  |
| 6. 2. 建築計画           | 8  |
| 6. 3. 建物付帯設備計画       | 12 |
| 6. 4. 火葬炉設備計画        | 16 |
| 6. 5. 環境保全等対策に伴う要求水準 | 28 |
| 6. 6. その他            | 30 |
| 第4章 各業務の要求水準         | 31 |
| 1. 一般事項              | 31 |
| 1. 1. 総合業務計画書の提出     | 31 |
| 1. 2. 各業務の報告         | 31 |
| 1. 3. 各業務の進捗等の管理     | 31 |
| 1. 4. 要求水準達成状況の確認    | 31 |
| 1. 5. その他の事項         | 31 |
| 2. 事前調査業務            | 32 |
| 2. 1. 業務の対象          | 32 |

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 2. 2. 業務の内容                           | 32 |
| 3. 設計業務                               | 32 |
| 3. 1. 業務の対象                           | 32 |
| 3. 2. 実施体制等                           | 32 |
| 3. 3. 業務の内容                           | 33 |
| 3. 4. 留意事項                            | 33 |
| 4. 建設業務                               | 34 |
| 4. 1. 業務の対象                           | 34 |
| 4. 2. 実施体制等                           | 34 |
| 4. 3. 業務の内容                           | 35 |
| 4. 4. 完成後の業務                          | 36 |
| 5. 各種許認可等申請及び支援業務                     | 37 |
| 6. 試運転及び運転指導業務                        | 37 |
| 6. 1. 試運転                             | 37 |
| 6. 2. 運転指導                            | 37 |
| 6. 3. 試運転及び運転指導にかかる経費                 | 38 |
| 7. 性能試験及び引渡業務                         | 38 |
| 7. 1. 予備性能試験                          | 38 |
| 7. 2. 引渡性能試験                          | 38 |
| 7. 3. 引渡し                             | 39 |
| 8. 既存施設解体撤去業務                         | 39 |
| 8. 1. 業務の対象                           | 39 |
| 8. 2. 業務の内容                           | 39 |
| 9. 施設周辺整備業務                           | 40 |
| 9. 1. 業務の対象                           | 40 |
| 9. 2. 業務の内容                           | 40 |
| 10. モニタリングへの協力                        | 40 |
| 10. 1. 町による本事業の実施状況の確認（モニタリング）と事業者の協力 | 40 |
| 10. 2. 事業期間中の事業者と町の連絡体制               | 41 |

## 別紙

- 別紙1 上水道管路図
- 別紙2 事業用地の位置と現状
- 別紙3 地質・地盤調査の結果
- 別紙4 全体整備計画（案）
- 別紙5 敷地北側に係る図面
- 別紙6 火葬件数の実績
- 別紙7 提出する図書
- 別紙8 性能試験の項目及び手法
- 別紙9 現斎場の図面

## 第1章 総則

### 1. 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、湯浅町斎場建替事業（以下、「本事業」という。）を実施する事業者が行う業務について、要求する性能の水準を示すものである。

また、本要求水準書は、湯浅町（以下、「町」という。）が本事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、公表する募集要項と一体となる資料である。

### 2. 要求水準書の変更

町は、本事業期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性により、要求水準書の見直し及び変更を行うことができる。

要求水準書の変更に伴い、事業者が行う業務内容に変更が生じるときは、契約書の規定に基づき、所定の手続きを行うものとする。

### 3. 遵守すべき法令等

本業務を実施するにあたり、適用する主な法令（施行令及び施行規則等を含む。）及び条例等、基準類は以下に示すとおりであり、適用にあつては業務実施時点の最新のものをを用いること。

なお、これらに関連する全ての施行令・規則・基準等も含むほか、本事業を行うにあたり必要となるその他の関係法令及び条例、基準類についても遵守すること。

#### 3. 1. 遵守すべき法令及び条例等

- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）
- ・ 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- ・ 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 49 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）
- ・ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
- ・ 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
- ・ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）
- ・ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
- ・ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
- ・ 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- ・ 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令 306 号）
- ・ 道路構造令（昭和 45 年 政令 320 号）
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年省令第 24 号）
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）
- ・ 和歌山県建築基準法施行細則（昭和 47 年 9 月 1 日和歌山県規則第 98 号）
- ・ 和歌山県福祉のまちづくり条例（平成 8 年 10 月 11 日和歌山県条例第 41 号）
- ・ 和歌山県建築基準法施行条例（平成 13 年 3 月 27 日和歌山県条例第 23 号）
- ・ 湯浅町立火葬場の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年 3 月 30 日条例第 12 号）
- ・ 湯浅町墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成 22 年 3 月 2 日規則第 7 号）
- ・ 火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針  
（平成 12 年 3 月火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会答申）
- ・ その他、本事業の業務実施にあたり関連する法令等

### 3. 2. 適用基準類

- ・ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同解説
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備計画基準・同解説
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

- ・公園緑地工事共通仕様書
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説
- ・擁壁設計標準図
- ・敷地調査共通仕様書
- ・建築工事監理指針
- ・電気設備工事監理指針
- ・機械設備工事監理指針
- ・建築工事安全施工技術指針・同解説
- ・建築物解体工事共通仕様書・同解説
- ・土木工事安全施工技術指針
- ・土木工事設計業務等共通仕様書（和歌山県）
- ・土木工事共通仕様書（和歌山県）
- ・土木工事施工管理基準（和歌山県）
- ・公園緑地施工管理基準
- ・公共建築工事積算基準
- ・土木工事積算基準
- ・公園緑地工事数量算出要領
- ・公園緑地工事標準歩掛

## 第2章 事業の概要

### 1. 事業の概要

#### 1. 1. 事業の目的

町の現在の斎場（以下、「現斎場」という。）は昭和53年に供用開始され、45年が経過しようとしている。供用開始後、施設の機能の保持のため適宜補修等を行っているが、供用開始から約45年が経過していることから、建築物及び火葬炉設備ともに経年的な老朽化や劣化がみられている。また、施設の狭隘さや地下構造による不便な面、今後見込まれる火葬需要への対応等の課題を抱えており、安全性の確保や町民サービスの維持において、新斎場（以下、「本施設」という。）の整備は急務となっている。

本事業は、この課題に対応するため本施設を整備するものであり、安全性の確保と町民の利便性向上、施設運営の効率化を図るとともに、故人にとって最期を見守られるにふさわしく、ご遺族及び会葬者の故人を偲ぶ思いに配慮した本施設の実現を目指すものである。

#### 1. 2. 事業方式

本事業は、DB方式（設計・施工一括発注方式）により実施する。

#### 1. 3. 契約の形態

町は、本施設の設計、建設、解体撤去、外構等整備を一括で請け負わせるために、本事業選定において優先交渉権者として選定した応募者を事業者として、本事業に係る契約を締結する。

### 2. 業務の概要

#### 2. 1. 業務範囲の概要

事業者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 既存施設解体撤去業務
- ・ 施設周辺整備業務
- ・ 各種許認可等申請及び支援業務
- ・ 試運転及び運転指導業務
- ・ 性能試験及び引渡業務
- ・ その他本施設の設計・建設上必要な業務

#### 2. 2. 事業期間

事業期間は概ね以下のとおりとする。

なお、本施設の建設工事は現斎場を運用しながら実施することになるため、本施設が完成し供用を開始してから現斎場を解体撤去及び外構等を整備する工事工程となる。

表1 事業期間

| 内容                         | 期間等           |
|----------------------------|---------------|
| 管理棟・公衆便所の解体撤去<br>本施設の設計・建設 | 令和6年7月～令和8年3月 |
| 本施設の完成                     | 令和8年3月        |
| 本施設の供用開始                   | 令和8年4月1日      |
| 現斎場の解体撤去、外構等整備             | 令和8年4月～令和8年9月 |
| 本事業の完了                     | 令和8年9月        |

### 3. 事業用地等の概要

#### (1) 事業用地の概要

事業用地の概要は以下のとおりである。なお、敷地の東西には墓地があるため、写真に残す等その現況を十分に把握しておくとともに、それらへの影響を十分考慮し工事を実施すること。

表2 事業用地の概要

| 項目      | 内容                        |
|---------|---------------------------|
| 所在地     | 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅 2355 番地 20 |
| 敷地面積    | 2,488 m <sup>2</sup>      |
| 都市計画区域  | 用途地域の指定のない区域              |
| 建蔽率・容積率 | 70% ・ 200%                |
| 高さ制限    | 道路斜線 1.5 、 隣地斜線 2.5       |

#### (2) インフラ整備状況の概要

本事業の実施に必要なインフラ整備は事業者が実施すること。なお、事業者の判断により供給事業者及び関係各所に確認すること。

表3 インフラ整備状況の概要

| 項目     | 内容                                   |
|--------|--------------------------------------|
| 上水道    | 前面道路にある上水道本管（「別紙1 上水道管路図」参照）から引き直すこと |
| 汚水・雑用水 | 合併浄化槽で処理し放流すること                      |
| 雨水     | 構内排水枡から放流すること                        |
| 電気     | 現斎場で使用しており整備されている                    |
| 電話等通信  | p.13 6.3(2)8 構内情報通信網設備によること          |
| 都市ガス   | なし                                   |

#### (3) 計画地案内図等

「別紙2 事業用地の位置」を参考のこと。

#### (4) 地盤状況

本事業用地の地盤状況については、「別紙3 地質・地盤調査の結果」を参照のこと。



### 第3章 施設の計画に関する要求水準

#### 1. 施設の基本方針

本施設は、以下の4つの基本方針のもと、「湯浅の自然と歴史に包まれたお別れの場にふさわしい豊かな空間づくり」を目指す。

事業者は、この基本方針を十分に踏まえた施設を提案すること。

##### (1) 人にやさしい斎場とします

人生の終焉の場としてふさわしい厳かな空間を確保し、心静かに故人を偲び、別れのときを静かに感じられるよう、遺族や会葬者の動線と諸室の配置に配慮する。さらに、利用する高齢者等にもやさしいユニバーサルデザインを取り入れます。

##### (2) 環境にやさしい斎場とします

環境性能の優れた火葬炉設備により環境への影響を低減するとともに、省資源・省エネルギーに対応します。さらに、周辺環境に調和した空間作りで地域に受け入れられる斎場とします。

##### (3) 災害に強い斎場とします

非常時のバックアップに必要な設備機器を設置し、災害時にも対応できる斎場とします。

##### (4) 経済性に優れた斎場とします

管理運営がしやすい効率的なシステムを取り入れた斎場とします。

#### 2. 施設計画

本施設は、斎場と外構で構成し、諸室内容は以下のとおりである。

##### (1) 斎場の構成

斎場を構成する諸室の詳細及び規模は概ね下表のとおり想定しているが、遺族・会葬者・僧侶及び葬祭業者を含む利用者の最大人数が40名であると想定し提案すること。また、地域の事情を勘案し必要な諸室は提案すること。

表4 斎場の構成

| 項目        | 参考面積               | 室数 | 内容   |
|-----------|--------------------|----|--|
| エントランスホール | 40 m <sup>2</sup>  | 1  | 待合スペース兼用                                   |
| 告別室       | 75 m <sup>2</sup>  | 1  | ※炉前ホール兼収骨室と兼ねることができる                       |
| 炉前ホール     | 95 m <sup>2</sup>  | 1  | 収骨室兼用 ※告別室と兼ねることができる                       |
| 炉室        | 100 m <sup>2</sup> | 1  | 火葬炉：人体炉 2基、前室：2基分                          |
| 動物火葬炉室等   | 40 m <sup>2</sup>  | 1  | 火葬炉：動物炉 1基、受付等                             |
| 機械室       | 210 m <sup>2</sup> | 1  | 1階：残骨・残灰室、電気室 等<br>2階：排ガス冷却設備、集じん設備、排気設備 等 |
| 管理室       | 25 m <sup>2</sup>  | 1  | 管理事務室、職員休憩室<br>監視室、控室、トイレ                  |
| トイレ       | —                  | 1  | 一般トイレ（男女）、<br>多目的トイレ（外部からの出入りも可能なもの）       |
| その他       | —                  | —  | 車寄せ、倉庫・台車置場等                               |

##### (2) 外構の構成

外構を構成するものの詳細及び規模は、概ね下表のとおり想定している。

表5 外構の構成

| 項目  | 内容   |
|-----|--|
| 駐車場 | 普通乗用車用 15台<br>(一般利用者用 12台・僧侶用 1台・管理用 1台・身障者用 1台)<br>マイクロバス用 1台 |
| その他 | 構内通路、緑地、囲障等  |

### 3. 動線計画

- 動線は、霊柩車到着、告別、納棺、待機、開扉、収骨、退場と連続する葬送行為の流れを考慮し、会葬のスムーズな進行を確保するとともに、ご遺族及び会葬者のプライバシーに配慮した計画とすること。
- 霊柩車、ご遺族及び会葬者、動物火葬利用者、業務関係者の目的別に動線を明確にすること。

### 4. 配置計画

- 周辺環境との調和、利用者の利便性、動線等を考慮した配置計画とすること。
- 敷地の東側（現管理棟から公衆便所にかけて）に斎場を、敷地の西側（現施設から出入口にかけて）に駐車場を配置する計画とすること。（「別紙4 全体整備計画（案）」参考）
- 敷地の北側については、和歌山県建築基準法施行条例 第4条（崖付近の建築物）に留意し計画すること。（「別紙5 敷地北側擁壁に係る図面」参照）

### 5. インフラ整備計画

各インフラは現斎場で使用するものとして整備されているため、必要に応じて事業者の責任において各インフラの施設管理者に確認・調整し、整備するものとする。なお、負担金が生じる場合はその費用も本契約に含むものとする。

## 6. 斎場

### 6. 1. 外構

#### (1) 外構

- 周辺の自然景観との調和を図ること。
- 敷地内空地は原則として、緑化等により良好な環境とすること。敷地内の植栽は四季が感じられる植栽とし、また、管理しやすい植栽を選定すること。
- 散水チューブの設置、雑草繁茂防止のための樹皮堆肥の敷設等の管理上の工夫を図ること。
- 施設利用者のプライバシーが確保できるよう植栽を配置すること。
- 敷地の全周について、既存ブロック等は基礎を含めて撤去し新たにフェンス等を設け、施設にふさわしい施錠できる門扉や施設銘板をとりつけること。なお、詳細は町と協議し決定するものとする。

#### (2) 駐車場

- 斎場利用にあたっての主要駐車場は、敷地内西側（現斎場から出入口にかけて）に整備すること。
- 降雨時を考慮した配置計画を検討し、斎場に至るまでの雨除け等を検討すること。

- 動物火葬受付口近辺に動物火葬利用者専用の駐車場を配置すること。
- 身障者駐車場は車寄せ近くに配置すること。
- 以下の規格・数量の駐車場を整備するものとする。なお、敷地に十分に余裕がある場合は、駐車マス数が出来るだけ多くなるよう配慮すること。
  - ・一般利用者用として14台以上の駐車マスを整備すること。
  - ・車椅子利用者を含む身障者駐車場として1台以上の駐車マスを整備すること。
  - ・マイクロバス用駐車場として1台以上の駐車マスを整備すること。
- 車両等誘導表示や路面標示等により、わかりやすく安全な駐車場とすること。
- 車道及び歩道の動線の錯綜が少なく、利用しやすい駐車場とすること。

### (3) 車寄せ

- 霊柩車及びマイクロバスが横付けできる乗降スペースを確保すること。
- 降雨時に乗降が円滑に行えるようにすること。
- 降雨時にご遺族及び会葬者並びに柩が濡れることのないよう、庇や囲い等の形状を工夫すること。庇の大きさについては、事業者の提案による。
- 庇や囲い等については、採光が十分に確保されるよう、設計や採用する材質等に十分に留意すること。
- 車寄せ周辺の路面については自然石舗装の敷設を行う等、斎場の意匠に合わせた舗装材を採用すること。

## 6. 2. 建築計画

### (1) 基本要件

#### 1) 基本要件

- 施設の設計にあつては、子ども・高齢者や障がい者等多くの人々が安心して利用できるユニバーサルデザインに配慮した設計とすること。対象として四肢の不自由、聴覚の障がい、介助犬の使用、外国人の利用、また、左右勝手等の多様性も考慮すること。
- エントランスホール到着から告別、収骨に移動するご遺族及び会葬者同士や職員等との動線の交錯がなく、併せて管理運営上も効率的な動線となるよう計画すること。ご遺族及び会葬者にとってわかりやすく明快な動線計画、意匠計画とすること。
- 省エネルギー及び省資源対策を十分考慮するとともに、ライフサイクルコストの低減に配慮し、また、耐久性の高い施設となるよう努めること。
- 施設が周辺環境に与える影響を軽減し、地域環境の保全に努めること。
- 施設の外観については、周辺環境と調和のとれた意匠とすること。
- 施設の稼働期間を考慮し、長期にわたり維持管理が容易となる構造とすること。
- 建物内は原則禁煙とし、受動喫煙防止対策として屋外に喫煙スペースを設けること。
- 使用材料は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づき選定すること。
- 諸室の構成、各室の配置、規模等は事業者の提案による。

#### 2) 仕上げ

- 仕上げの選定にあつては、建築設計基準及び同解説に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とし、故人の新たな旅立ちの場としての相応しさに十分留意すること。

- 維持管理についても留意し、清掃や管理が容易な施設となるように配慮すること。
- 内外装の使用材料は有害物質が関係法令・基準を超えて発生する恐れのあるものを使用してはならない。ホルムアルデヒド等の対策としては、原則としてF☆☆☆☆の建材を用いること。
- 断熱方法・工法等についても十分検討し、使用エネルギーの削減とともに建物の耐久性を高められるよう努めること。
- 案内誘導板、施設案内板や室名札等のサインは、各室の利用者の性状、使用目的や使用条件を考慮し、それぞれの空間構成に相応しい文字の大きさ、書体、色彩について、配慮した計画とすること。
- エントランスホール、告別室、炉前ホール兼収骨室、トイレ等多数の利用者が利用する場所の仕上げ面は、質感のある材料を使用すること。特に一般の利用者が使用する範囲の床は、滑り止めを行う等、転倒防止の対策を施すこと。
- 維持管理を行うための点検口を適切に設けること。
- 本施設は、故人を偲ぶ思いに配慮した、最期のお別れの場にふさわしい空間の整備が必要となる。特にそのしつらえに配慮を求められる諸室については、関係法令等の基準に準じて仕上げを施すこととする。併せて、諸室間をつなぐ廊下についても、施設の特性に配慮したしつらえとし、建物全体をみて統一感のある仕上げとすること。

### 3) 耐震性能

施設の構造については、官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説に基づき、次のとおりとする。

表6 本施設の耐震性能

| 対象部位    | 耐震安全性の分類 |
|---------|----------|
| 構造体     | Ⅱ類       |
| 建築非構造部材 | A類       |
| 建築設備    | 甲類       |

### 4) 耐用年数

- 建物の耐用年数は50年以上とすること。
- 使用期間中に、火葬炉を含む施設内の機器が更新されることを配慮した施設とすること。

## (2) 各施設・諸室計画

### 1) エントランスホール

- 来場者に印象を決定づける重要な場所であることから、機能性のみでなく、ご遺族及び会葬者の心情に配慮し、落ち着いたゆとりや、やすらぎのある空間として品格を備えるよう、室内意匠等に工夫を図ること。
- 一時的に多数の会葬者が集中すること、また、待合スペースを兼用することを考慮した面積とすること。
- 天井の高さ等を工夫すること。
- ご遺族及び会葬者にわかりやすい案内表示を行うこと。

### 2) 火葬ゾーン

- 火葬集中日においても、ご遺族及び会葬者の交錯が極力避けられること。

○諸室の構成、各室の配置、規模等は、ご遺族及び会葬者の想定数を踏まえたうえで、事業者の提案による。

#### ①告別室

- 読経等による他の葬列への影響も配慮すること。
- ご遺族及び会葬者が柩を囲み、最期のお別れができること。なお、椅子等は設置しない。
- 遺影台、焼香台等を設置すること。
- 焼香の煙を適切に除去し、臭気や汚れの付着防止に十分な対策を講ずること。
- 炉前ホール兼収骨室と兼ねることができるが、その場合は、必要な機能や面積を確保すること。

#### ②炉前ホール兼収骨室

- ご遺族及び会葬者が柩の炉入れを見送れること。
- お別れの場にふさわしい空間となるよう、トップライトの設置の検討、天井の高さ等の工夫を図ること。
- 炉前化粧扉の仕上げは建築意匠設計により、室内意匠と調和させること。
- 必要な案内表示を行うこと。
- ご遺族及び会葬者が安全に収骨を行えること。
- 清潔を旨とし、微細粉、臭気の付着防止に十分な対策を講ずること。
- 告別室と兼ねることができるが、その場合は、必要な機能や面積を確保すること。

#### ③動物火葬炉室

- 人体炉用とは別に専用受付口を設置し、アプローチは別に設けること。
- 個別火葬し収骨を行う場合も想定しているため、収骨可能な計画とすること。
- 動物用の保冷庫を設置すること。詳細については、6.4. (2) 6) ⑧「動物用保冷庫」を参照。

#### ④その他

- その他、当該ゾーンで必要となる室がある場合には事業者の提案による。

### 3) 火葬ゾーン（火葬作業施設）

- 炉室や管理事務室、その他の火葬作業諸室が連携し、火葬ピーク時にも、火葬業務がスムーズに行える計画とすること。
- 換気や空調等、火葬の作業環境に十分配慮すること。
- 諸室の構成、各室の配置、規模等は事業者の提案による。

#### ①炉室

- 適切なメンテナンスが容易に行えるよう火葬炉及び付属機器を配置すること。
- 火葬炉の排煙口は、周辺から見えないよう景観に配慮すること。
- 炉前冷却室（前室）を設置すること。また、炉前冷却室（前室）の化粧扉は、ご遺族及び会葬者の心情に配慮した美観と材質を考慮した設備とすること。

#### ②監視室・控室

- 運営時やメンテナンス時に集中的な監視が行えるよう、適切な位置に配置すること。また、監視機器類が余裕を持って配置できる計画とすること。
- モニターだけでなく、可能な限り目視においても炉室等が確認できるよう配慮すること。
- 控室は監視室と同室の計画も可とする。また、管理事務室や職員休憩室と一体的に計画す

ることも可とする。

### ③残骨灰処理、保管室

- 集積した残骨灰、集じん灰の処理及び一時的な保管を行う室として、業務運営に配慮した配置、規模等を計画すること。
- 残骨灰等の排出時に、ご遺族及び会葬者の目に触れることのないよう考慮すること。
- 適切なメンテナンスが容易に行えるよう、装置類を配置すること。
- 残骨灰・集じん灰の保管ができる空間を確保すること。

### ④柩運搬車置場

- 柩運搬車の保管ができる空間を確保すること。

### ⑤倉庫

- 保守点検用具、台車保護材、火葬炉設備予備機器類等の保管ができる空間を確保すること。

### ⑥その他

- その他、当該ゾーンで必要となる室がある場合には事業者の提案による。

## 4) その他

### ①トイレ

- 男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレを設ける。
- 多目的トイレは、オストメイト付き、多目的シート設置、乳幼児への配慮等、多様性のある構成となるように配慮すること。また、本施設閉館時においても屋外から出入り可能なものとし、セキュリティの理由から斎場内への出入りはできないものとする。
- 大便器は、温水洗浄式暖房便座とすること。
- トイレには、非常用ブザーや手すり等を設置すること。
- 女子トイレには、擬音装置を設置すること。
- 各トイレは施設運営に適切な数量を設置すること。

## 5) 管理施設

- 良好な執務環境の確保、作業効率向上のため、コンパクトな動線計画、遮音性が高い快適な執務環境の創出、ゆとりのある作業スペースとして計画すること。
- 管理諸室の配置、規模等については、業務運営上の必要性や動線を考慮したうえで、事業者の提案による。
- 職員1～2名が使用する室を計画すること。

### ①管理事務室

- 火葬受付、火葬許可証の内容確認、火葬許可証の返却等を行うため、利便性のよい位置に設けること。
- 受付窓口から事務室内部が見えないよう配慮すること。
- 空調設備、防犯設備、監視カメラ、火災報知機等、監視及び制御が行うことができる設備を設置すること。

### ②職員休憩室（更衣室を含む）

- 職員休憩室は管理事務室と同室の計画も可とするが、その場合は業務に支障のないよう分離すること。
- 給湯室（流し台、コンロ）を設置すること。

### ③倉庫

○当該ゾーンに必要な消耗品・備品類等の収納のための倉庫を計画すること。

#### ④受配電設備室

○館内に必要な電力を受配電・送電するために必要な設備を設置するための室を整備すること。

○屋外キュービクルを設置し受電を行う場合は、館内での室の整備を要しない。

#### ⑤自家発電機室

○自家発電機を設置する室を整備すること。

○必要となる能力は、関係法令や本要求水準書に基づき十分な規模を確保すること。

### 6. 3. 建物付帯設備計画

#### (1) 基本要件

○関係法令及び関係官庁規制・規格等を遵守すること。また、本要求水準書に記載のないものについても、関連法規等に従って必要な設備はすべて整備すること。

○更新及び点検・維持管理の行いやすい構造・材質を採用し、またこれらの作業性も含めた建築と設備及び火葬炉の総合的・経済的な検討を行って計画すること。

○更新及び点検・維持管理が行いやすいよう、大型扉やマシンハッチ等を設置すること。

○省エネルギーと環境負荷低減の対策を考慮すること。

○快適な作業環境及び執務環境を確保すること。

○高齢者や障がい者等、幅広い世代の多くの人に対して、安全性と利便性を確保すること。

○子ども・高齢者や障がい者等多くの人々が安心して利用できるユニバーサルデザインに配慮した設計とすること。

○ご遺族及び会葬者の目に触れる電気設備は、デザイン配色等に配慮すること。

○非常時にも安全に使用できる設備とすること。

#### (2) 電気設備

○配線は、エコ仕様とし、目的及び環境に適したものを使用すること。

○配線は、原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。

○ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。

○使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。

○盤類は、搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。

○保守点検、清掃、維持管理が容易となる構造、材質にすること。

#### 1) 電灯コンセント設備

○照明設備は、業務内容、執務環境等に応じ適切な光環境の確保を図り、保守、運用等が容易な設備を設置すること。

○照明器具、コンセント等、適した数を設置すること。

○非常照明、誘導灯等は、関係法令等に基づき設置すること。

○省エネルギー型器具（LED 等）の採用を積極的に行うこと。

○吹抜等高所にある器具に関しては、高寿命型器具の採用や自動昇降装置等にて容易に保守管理ができること。

- 照明設備は、各室において操作できるものとし、管理事務室で中央管理できること。
- 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- 2) 動力設備
  - ボイラー、空調機、ポンプ類、炉機械室等、必要な数を設置すること。
  - 動力制御盤は、原則として各機械室内に設置すること。また、機器の警報は管理事務室で受信できるようにし、各動力制御は管理事務室で中央管理できるようにすることが望ましい。
- 3) 避雷設備
  - 避雷設備が必要となる場合は、建築基準法及び消防法に基づき設置すること。
- 4) 受配電設備
  - 受配電設備を設置し、受電、変電、配電を行うこと。
  - 保守点検、維持管理が容易となるように設置すること。
  - 電気事業法等を遵守すること。
  - 高圧受電とすること。
  - 適切な接地をとり、他設備、線路に影響が生じないよう配慮すること。
- 5) 静止型電源設備
  - 非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を検討すること。
  - 事業者が必要と判断する設備に、停電時補償用の無停電電源装置等を設置すること。
- 6) 自家発電設備
  - 災害時等にインフラ途絶となった場合に対応するため、非常用の発電設備を設置すること。
  - 発電設備の能力は、関係法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設置するとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置したうえで、火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な施設を稼働できる設備とすること。
  - 発電装置の仕様は、火葬業務（火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備）が、3日間（最大 6 件/日）可能な仕様とし、機器仕様及び台数等は事業者の提案による。なお、燃料の備蓄も 3 日間に対応した貯蔵量とすること。
- 7) 燃料保管設備
  - 関係法令等を遵守した設備とすること。
- 8) 構内情報通信網設備
  - ①構内通信設備
    - 適切な LAN 設備（来館者用無線 LAN を含む。）を整備すること。
  - ②構内交換（電話）設備
    - 外部通信機能に必要な引込を行うこととし、電話回線、光回線を引き込むこと。なお、引き込み回線数は、事業者による提案とし、施設への問い合わせ等への対応、町との連絡、FAX の送受信等、施設運営にあたり不足がない回線数を設けること。
- 9) 情報表示（時計）設備
  - 管理事務室に親時計を、施設内要所に子時計を設置すること。
- 10) 案内誘導設備
  - ①拡声設備
    - 関係法令等による設備及び施設内案内用の放送設備を設置すること。



○避難等のための放送設備は、自動火災報知設備と連動した設備とすること。

## ②誘導支援設備

○トイレ等に、異常があった場合に表示窓の点灯と音等により知らせることのできる呼出ボタン等の設備を設置すること。また、管理事務室への移報・表示を行うこと。

## 11) テレビ受信設備

○テレビが視聴できるよう整備し、各室直列ユニットまでの配管配線工事を行うこと。

○事業者は、テレビ電話障害防除設備等により、建築物によるテレビ電波障害が発生しないよう留意すること。なお、工事期間中に施設建設に伴う近隣のテレビ電波障害が発生した場合は、事業者によりテレビ電波障害防除施設を設けること。

## 12) 防犯設備

### ①監視カメラ設備

○防犯用及び火葬炉監視用に必要な数を設置すること。

○設置箇所については、各用途に合わせて十分に機能するよう、事業者の提案による。

○監視映像が録画できる装置を設置すること。録画時間、画質等は、後日、画像を確認するのに支障のない程度で、事業者の提案による。

### ②侵入防止設備

○施設敷地内に車両等が無断で進入できないよう、管理上必要な門扉、柵等を設置すること。

○その他、防犯設備、監視設備（前項「監視カメラ設備」を含む。）等を適切に設置すること。設置箇所については、事業者の提案による。

## 13) 中央監視制御設備

○中央制御方式とし、排気筒モニター監視設備を設置すること。

○監視及び制御についての記録が適切に行うことができる設備を設置すること。

## 14) 計量設備

○適切な系統分けを行い、必要な電力メーター等を確認しやすい場所に設置すること。

## (3) 機械設備

○配線は、エコ仕様とし、目的及び環境に適したものを使用すること。

○配線は、原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。

○ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。

○使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。

○機器類は、搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。

○保守点検、清掃、維持管理が容易となる構造、材質にすること。

## 1) 空気調和設備

○快適な環境を確保するため、空気調和設備を必要な場所に設置すること。

○空気調和設備は、関係法令の定めるところにより、熱環境、室内環境等の環境保全性が図られるよう設置すること。

○空調のゾーニングは、温湿度条件、使用時間、用途、負荷傾向、階層、方位等を考慮すること。

○空調方式は、ゾーニング計画を基に、室内環境の快適性、室内環境維持に機能性、搬送エ

エネルギーの低減等を検討したうえで、事業者の提案による。

- 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。
- 冷暖房、給湯用熱源システムは事業者の提案による。
- 高効率、省エネルギー、省資源、長寿命化等が可能なものを積極的に採用すること。

## 2) 換気設備

### ①換気設備

- 建築基準法等の関係法令の定めるところにより、各室に必要な換気設備を設置すること。  
換気方式は事業者の提案による。
- 告別室、収骨室その他事業者が必要と判断する箇所は、換気量の設定や脱臭設備を設ける等により配慮すること。
- 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。
- 各室について臭気、熱気等がこもらないように、また、騒音についても十分配慮し、対策を施すこと。

### ②排煙設備

- 排煙は自然排煙を原則とする。なお、必要に応じ機械排煙の採用も可とする。

## 3) 給排水衛生設備

### ①衛生設備

- 子ども・高齢者や障がい者等多くの人が安心して利用できるユニバーサルデザインに配慮した設計とすること。
- 節水型の器具を採用すること。

### ②給水設備

- 必要給水量を必要圧力で衛生的に供給できるものにする。

### ③給湯設備

- 必要温度及び必要給湯量を必要圧力で衛生的に供給できるものにする。
- 配管材料は、維持管理が容易なものの採用に留意すること。

### ④排水設備

- 原則として自然流下により、滞ることなく速やかにかつ衛生的に排水できること。
- 排水にあたっては、浄化槽を設置のうえ放流を想定している。設置する浄化槽の処理能力等は、施設規模、利用者数等を想定し、不足のない設備を導入すること。
- 現斎場と公衆便所の排水は、同じ浄化槽に流入されているため、本施設の建設に先立ち実施する公衆便所の解体撤去により現斎場の排水を浄化槽に流入することができなくなる。そのため、本施設が供用開始されるまでの期間について、施設利用者が使用するための仮設トイレを設置すること。なお、詳細については、町と協議し決定するものとする。

## 4) 消防用設備

### ①自動火災報知設備

- 関係法令等により、受信機、感知機等を必要な箇所に設置すること。
- 消防機関への火災通報装置を設置すること。なお、非常放送装置と連動した設備とすること。

### ②消火設備

- 消防法等の規定に基づいて消火設備を設置すること。

## 6. 4. 火葬炉設備計画

### (1) 基本要件

#### 1) 設置基数

- 人体炉：2 基
- 動物炉：1 基

#### 2) 留意事項

- 公害対策に十分配慮した設備とすること。
- 高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、かつ、維持管理が容易な設備とすること。
- 省力化及び省エネルギー化に配慮した設備とすること。
- 維持管理費の低減に資する設備とすること。
- 施設の長寿命化を行ううえで、修繕や更新等を経済的かつ効果的に実施できる設備とすること。
- 火傷防止等安全に十分配慮した計画とすること。
- 遺体の取扱いに十分配慮した設備とすること。
- 作業環境及び労働安全、衛生に十分配慮した設備とすること。
- 保守点検及び維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保すること。
- 火葬開始後は、災害発生時においても当該火葬を終了できるようにすること。
- 火葬に係る作業全般において、極力自動化を図り、コストの削減を図ること。
- 機器配置は、オーバーホール時を考慮して設計することとし、可能な限り、他メーカーでの更新が可能な機器配置とすること。
- 火葬炉設備工事に関し、関係法令等に定めるもののほか、本要求水準書に記載する項目を満足する設備を設置すること。なお、詳細にわたり明記しないものであっても、この施設の目的達成上必要な機械、機構、装置類等を事業者の責において完備し、また、適切な材質となるようにすること。

#### 3) 火葬重量

人体炉及び動物炉の火葬重量は次のとおりとする。

表7 火葬重量

| 区分  | 火葬重量   |      |      |     |
|-----|--------|------|------|-----|
|     | 遺体重量   | 柩重量  | 副葬品  |     |
| 人体炉 | ～100kg | 75kg | 20kg | 5kg |
| 動物炉 | ～100kg |      | —    | —   |

※ただし、火葬時間延長等により 120kg 程度の合計重量も火葬できること。

#### 4) 最大柩寸法

人体炉の最大柩寸法は次のとおりとする。

表8 最大柩寸法

| 区分  | 長さ          | 幅        | 高さ       |
|-----|-------------|----------|----------|
| 人体炉 | 2, 300mm 程度 | 650mm 程度 | 650mm 程度 |

## 5) 火葬炉設備の主要項目

### ①火葬時間

- 主燃焼炉用バーナ着火から消火までの時間は通常 60 分とすること（ただし、遺体重量 80kg 以上の場合はその限りではない）。
- 冷却時間（炉内冷却+炉前冷却室（前室））は、冷却を開始してから平均 15 分で収骨可能な温度となること。

### ②火葬回数

- 火葬回数は最大 2 回/炉・日が可能な計画を行うこと。
- なお、災害時等は最大 3 回/炉・日が可能な計画とすることが望ましい。

### ③使用燃料

- プロパンガスとする。

### ④火葬件数

- 「別紙 6 火葬件数の実績」を参照のこと。

## 6) 主要設備方式

### ①炉床方式

- 台車式寝柩炉とする。

### ②排ガス冷却方式

- ダイオキシン類等の再合成を防ぎ、均一、急速に降温できる方式とする。

### ③排気方式

- 強制排気方式で 1 炉に対し 1 排気系統とする。
- 非常時以外は異なる排気系列との接続は行わない計画とする。

## 7) 燃焼監視・制御

- 各火葬炉の燃焼・冷却・排ガス状況等、運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録等については、コンピュータ等で一括して行う設備とすること。また、記録したデータは必要に応じて出力が可能であること。
- 主燃焼炉用バーナは、火炎角度を上下に傾動できる装置を設備したものを選定すること。

## 8) 安全対策

- 日常の運転について危険防止及び操作ミス防止のため、各種インターロック装置を設け、
- 非常時の場合、各装置がすべて安全側へ作動するようエマージェンシー回路を設けること。
- 職員の安全、事故防止には十分配慮すること。
- 職員の火傷防止のため、機器類、配管類の表面温度が、50℃以下になるよう保温（断熱）工事を行うこと。
- 自動化した部位については、すべて手動操作が可能なように設計すること。

## 9) 異常・非常時の運転

- 炉内温度、炉内圧、排ガス温度等に異常が生じた場合には、迅速かつ適切に対応し、火葬を継続できる運転システムとすること。
- 停電時には、自家発電設備からの電力供給を受けるシステムとすること。
- 停電時においても環境基準等を満足する運転が可能なシステムとすること。
- 非常用の発電設備は、上記条件を考慮し、電気設備として整備すること。
- 停電時においても火葬業務（火葬炉と火葬業務遂行のために最低限必要な設備）が、3 日

間（最大 6 件/日）可能な仕様とすること。なお、燃料の備蓄も 3 日間に対応した貯蔵量とすること。

#### 10) 動物炉

- 動物炉では、れき死の動物だけでなく愛玩動物の火葬も行うことを想定している。
- 個別火葬し収骨を行う場合も想定しているため、収骨可能な計画とすること。

#### 11) 材料及び機器の選定

- 本設備に使用する材料及び機器は、本要求水準を満たし、目的達成に必要な能力、規模を有するものを事業者により検討したうえで、最適なものを選定すること。
- 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、すべて新品とする。また、日本産業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC 規格）、日本電機工業会規格（JEM 規格）に規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。
- 使用材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ、選定すること。また、できる限り汎用品を用いること。
- 使用する材料及び機器は、次に掲げる項目を満足すること。
  - ア 高温部に使用される材料は、耐熱性に優れていること。
  - イ 腐食性環境で使用する材料は、耐蝕性に優れていること。
  - ウ 磨耗の恐れのある環境で使用する材料は、耐磨耗性に優れていること。
  - エ 屋外で使用されるものは、対候性に優れていること。
  - オ 駆動部を擁する機器は、低騒音、低振動性に優れていること。

#### 12) 保証事項

- 本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本施設の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ、管理運営経費の節減を十分考慮したものでなければならない。
- 本要求水準書等に明記されていないものであっても、要求水準達成のため、または性能を発揮するために必要な設備等は事業者の負担で整備すること。

### (2) 機械設備

#### 1) 共通事項

##### ①一般事項

- 設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段、柵、手摺、架台等を適切な場所に設けること。なお、作業能率、安全性を十分考慮した構造とすること。
- 機器配置の際は、点検、整備、修理等の作業が安全に行えるよう、周囲に十分な空間と通路を確保すること。
- 高所に点検等の対象となる部分のある設備では、安全な作業姿勢を可能とする作業台を設けること。
- 騒音、振動を発生する機器は、防音、防振対策を講ずること。
  - 回転部分、運転部分及び突起部分には、保護カバーを設けること。

##### ②歩廊、作業床、階段工事

- 通路は段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は、踏み台等を設けること、また、必要に応じて通路部にも二段式手すりを設ける等、バリアフリーに配慮した設計を行うこと。

- 必要に応じて手摺またはガードを設ける等の転落防止策を講じる、また、採用する床材について転倒防止策を執る等、安全に施設を利用できるよう配慮すること。
- 歩廊は、原則として行き止まりを設けてはならない。(2 方向避難の確保)
- 階段の傾斜角 (原則として 45 度以下)、蹴上幅及び踏み幅は、統一すること。

### ③配管工事

- 使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。
- 要所に防振継手を使用する等、耐震性を考慮すること。
- バルブ類は、定常時の設定 (例：常時開) を明示すること。
- 各配管は必要に応じて凍結防止、結露防止対策を講じること。

### ④保温・断熱工事

- 火葬炉設備の性能保持、作業安全及び作業環境を守るため、必要な箇所に保温断熱工事を行うこと。
- 使用箇所に適した材料を選定すること。
- 高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。
- ケーシング表面温度は、作業環境面を考慮のうえで適切な温度となるように築炉構成を計画すること。

### ⑤塗装工事

- 機材及び装置は、原則として現場搬入前に錆止め塗装をしておくこと。
- 塗装材は、塗装箇所に応じ耐熱性、耐蝕性、耐候性等を考慮すること。
- 塗装は、材質に応じ適切な方法で行うこと。
- 機器類は、原則として本体に機器名を表示すること。
- 配管は、各流体別に色分けし、流体名と流動方向を表示すること。

### ⑥その他

- 業務に支障が生じないよう、自動操作の機器は手動操作への切替えが可能であること。
- 火葬中の停電時においても、安全かつ迅速に機器の復旧が可能であること。
- 将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすること。
- 本設備は災害に対し、人の安全や機能確保が図られる設計・施工であること。
- 設備の運転管理に必要な点検口、試験口及び掃除口を適切に設けること。

## 2) 燃焼設備

### ①主燃焼炉

表 9 主燃焼炉の要件

|      |                 |
|------|-----------------|
| 形式   | 台車式寝柩炉          |
| 数量   | 人体炉 2 基、動物炉 1 基 |
| 炉内温度 | 800℃～950℃       |

- ケーシングは、鋼板製とし、隙間から外気の進入がない構造とすること。
- 炉の構造材は、使用箇所に応じた特性及び十分な耐久性を有すること。
- 火葬炉に使用される耐火材は、JIS 規格に適合するだけでなく、耐スポーリング (熱による歪み) に優れ、急熱急冷による亀裂、崩壊等が生じない材質を選定すること。また炉本体のケーシング表面温度が作業上支障とならない温度となるよう築炉構成を計画すること。
- 炉の構造は、柩の収容、焼骨の取り出しが容易で、耐熱性、気密性を十分に保持できるも

のとし、運転操作性、燃焼効率が低いもので維持管理面を考慮すること。

- 所定の時間内に火葬を行える設備とすること。
- 不完全燃焼がなく、焼骨がある程度まとまった形でご遺族の目に触れることを考慮し、炉内温度を設定・調整すること。
- 省力化を考慮し、自動化を図るとともに容易に操作が行える設備とすること。
- 炉内清掃及び点検が容易な設備とすること。
- 動物炉の主な仕様は、人体炉と同等とすること。

## ②断熱扉

- 堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が保持できる構造とすること。
- 開閉装置故障の際には手動で開閉が可能であること。
- 火葬炉バーナとのインターロックをはじめとする安全性確保のためのシステムを含むこと。

## ③炉内台車

表 10 炉内台車の要件

|     |                                 |
|-----|---------------------------------|
| 数量  | 人体炉用 3台以上（炉数+予備1台以上）<br>動物炉用 1台 |
| 付属品 | 予備台車保管用架台等必要なもの一式               |

- 柵の収容、焼骨の取り出しが容易で、運転操作性、燃焼効率が低いものとする。
- 十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散しない構造とすること。
- 台車表面は、目地無しの一体構造とする等メンテナンス性に配慮すること。

## ④炉内台車移動装置

表 11 炉内台車移動装置の要件

|     |         |
|-----|---------|
| 数量  | 炉数による   |
| 付属品 | 必要なもの一式 |

- 安全性、操作性に優れた構造とすること。
- 炉内台車を炉前冷却室（前室）及び主燃焼炉内に安全に移動が可能であること。
- 故障時においても、手動に切り替えて運転、操作できる構造とすること。
- 主燃焼炉内への空気の侵入を防止できる構造とすること。
- 動物炉用は、主燃焼炉前で炉内台車を支持、固定して清掃等ができる構造とすること。
- 灰の飛散に留意した計画とすること。

## ⑤再燃焼炉

表 12 再燃焼炉の要件

|      |           |
|------|-----------|
| 形式   | 主燃焼炉直上式   |
| 数量   | 主燃焼炉と同数   |
| 炉内温度 | 800℃～950℃ |

- 燃焼効率が高く、ばい煙、臭気の除去に必要な滞留時間と燃焼温度を有すること。
- 火葬開始時から、ばい煙、臭気の除去及びダイオキシン類の分解に必要な性能を有すること。
- 混合、攪拌燃焼が効果的に行われる炉内構造とすること。
- 最大排ガス発生時において 1.0 秒以上の滞留時間を確保できるとともに、混合攪拌が効果

的に行われる構造とすること。

○炉内圧力は、経済性も含め、運転に支障のないこと。

### ⑥ 燃焼装置

#### i 主燃焼炉用バーナ

表 13 主燃焼炉用バーナの要件

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 数量   | 主燃焼炉と同数                       |
| 燃料   | プロパンガス                        |
| 着火方式 | 自動着火方式                        |
| 傾動方式 | 電動式（故障時には手動で傾動が可能なこと）         |
| 操作方式 | 自動制御（手動への切り替えができること）          |
| 付属品  | 着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式 |

○火葬に適した性能を有し、安全確実な着火と安定燃焼が可能であること。

○低騒音で安全性が高いこと。

○難燃部や収縮により移動した遺体への照射が可能なように上下に傾斜できる構造とすること。

○燃焼用空気、燃焼量、火炎形状及び傾動の調整が可能であること。

#### ii 再燃焼炉用バーナ

表 14 再燃焼炉用バーナの要件

|      |                               |
|------|-------------------------------|
| 数量   | 再燃焼炉と同数                       |
| 燃料   | プロパンガス                        |
| 着火方式 | 自動着火方式                        |
| 操作方式 | 自動制御（手動への切り替えができること）          |
| 付属品  | 着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式 |

○炉内の温度制御が可能で、排ガスとの混合接触が十分に行えること。

○安全確実な着火と安定した燃焼が可能であること。

○低騒音で安全性が高いこと。

#### iii 燃焼用空気送風機

表 15 燃焼用空気送風機の要件

|        |               |
|--------|---------------|
| 数量     | 主燃焼炉と同数       |
| 風量制御方式 | バーナ特性に応じた制御方式 |

○容量は、運転に支障がないよう余裕があり、安定制御が可能であること。

○低騒音、低振動とすること。

### 3) 通風設備

#### ① 排風機

○容量は、運転に支障がないよう風量、風圧に余裕を持たせること。

○排ガスに対して耐熱性、耐蝕性を有すること。

○低騒音、低振動とすること。

#### ② 炉内圧力制御装置

○炉内圧力の変動に対する応答が早く、安定した制御が可能であること。



- 炉内を適切な負圧に保持できること。
- 炉内圧力の制御は、炉単位で独立して行うこと。
- 高温部で使用する部材は、十分な耐久性を有する材料のものを選定すること。
- 点検、補修、交換が容易に行えるよう考慮すること。

③煙道

- 冷却装置、集じん装置、排気筒を除く排ガスの通路とする。
- ダストの堆積がない構造とすること。
- 内部の点検、補修が容易となる構造とし、適所に点検口を設けること。
- 熱による伸縮を考慮した構造とすること。
- 高温部は室内の作業環境を考慮して保温を行うこと。

④排気筒

- 騒音発生の防止と排ガスの大気拡散を考慮し、適切な排出速度とすること。
- 雨水等の侵入防止を考慮した適切な構造とすること。排気筒上部にかさ等を設置しないこと。
- 耐振性、耐蝕性、耐熱性を有すること。
- 排ガス及び臭気の測定作業を安全に行える位置に測定口と測定用の足場を設けること。

4) 排ガス冷却設備

①排ガス冷却器

- 再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定温度に短時間で均一に降温が可能な構造とすること。
- 外気混合方式または熱交換器方式若しくは併用方式等、採用する方式については、事業者の提案によることとする。
- 耐熱性及び耐蝕性にすぐれた材質とすること。
- 温度制御方式は、自動制御とすること。
- 冷却設備出口における排ガス温度は、200℃以下とすること。

②排ガス冷却用送風機

- 容量は、運転に支障なく余裕があり、安定制御できること。
- 低騒音及び低振動とすること。

5) 排ガス処理設備

①集じん装置

表 16 集じん装置の要件

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 形式       | バグフィルター                  |
| 数量       | 人体炉、動物炉と同数               |
| 処理風量     | 余裕率 15%以上                |
| 設計ガス温度   | 入口温度 200 度以下             |
| 設計出口含じん量 | 0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下 |

- 処理ガス量は、運転に支障がないよう余裕をとること。
- 排ガスが偏流しない構造とすること。
- 排ガス基準を遵守するため、バグフィルターの集じん装置を設置すること。
- 排ガス濃度は本要求水準書によること。

- 排ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質・構造とすること。
- 高温の排ガスを処理することから、耐熱性に優れたものとする。
- 捕集したダストは、自動で集じん装置外に排出され、その後、灰吸引装置で集じん灰貯留部（専用容器）へ移送できる構造とすること。
- 室内に集じん灰が飛散しない構造とすること。
- 結露対策として、加温装置を設けること。
- ろ過面積、ろ過速度及び圧力損失は、運転に支障がないよう余裕を持たせること。
- ランニングコストを考慮するとともに、保守点検が容易に行える構造とすること。

②集じん灰排出装置

- 集じん装置で捕集した集じん灰を、室内に飛散させることなく集じん灰貯留部（専用容器）へ自動で移送できる構造とすること。
- 集じん灰貯留部（専用容器）の搬出時に灰が飛散させない構造とすること。
- 保守点検が容易に行える構造とし、適所に点検口を設けること。

③触媒装置

表 17 触媒装置の要件

|               |                            |
|---------------|----------------------------|
| 数量            | 人体炉、動物炉と同数                 |
| 充填量           | 事業者の提案による                  |
| 設計出口ダイオキシン類濃度 | 1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下 |

- 触媒装置により排ガス中のダイオキシン類を除去し、基準を遵守すること。

6) 付帯設備

①炉前化粧扉（炉前扉）

表 18 炉前化粧扉の要件

|      |            |
|------|------------|
| 数量   | 人体炉、動物炉と同数 |
| 要部材質 | ステンレス製     |

- 炉前冷却室（前室）への柵の収納及び断熱扉との連携作動が安全・確実になされるよう機能が構築されること。
- 開閉装置故障の際には手動で開閉が可能であること。
- 厳粛な空間にするための意匠性を考慮した設計とすること。
- 遮音・断熱を考慮した構造とすること。
- 開閉操作は炉前操作盤にて行い、手動開閉が可能であること。
- 表面意匠に考慮し、デザインは町との協議により決定すること。なお、動物炉については、人体炉と仕様の差異は可とする。

②炉前冷却室（前室）

表 19 炉前冷却室（前室）の要件

|      |  |
|------|--|
| 数量   | 人体炉と同数                                 |
| 冷却時間 | 炉内及び炉前冷却室（前室）での冷却により、15分以内で収骨可能な能力とする。 |

- 遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- 炉内台車の清掃が容易に行える構造とすること。
- 炉前化粧扉の開放時でも炉前冷却室（前室）の負圧を保持できること。

### ③残骨灰、集じん灰吸引装置

#### i 残骨灰用

表 20 残骨灰用吸引装置の要件

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 吸引装置  | 数量：1基以上                          |
| 集じん装置 | 数量：サイクロン1基、バグフィルター1基<br>払落し方式：自動 |

○円滑な運営に支障のない設備、数量を設置すること。

#### ii 集じん灰用

表 21 集じん灰用吸引装置の要件

|       |   |
|-------|---|
| 吸引装置  | 数量：2基（人体炉用1基、動物炉用1基）                    |
| 集じん装置 | 数量：バグフィルター2基（人体炉用1基、動物炉用1基）<br>払落し方式：自動 |

○円滑な運営に支障のない設備、数量を設置すること。

#### iii 吸引口

表 22 吸引装置吸引口の要件

|      |  |
|------|--|
| 吸引装置 | 残骨灰用 ・ 炉前冷却室（前室）：事業者の提案による<br>・ 収骨室用：事業者の提案による<br>集じん灰用 ・ 集じん装置用：集じん装置と同数とする |
| 付属品  | 吸引ホース、その他必要なもの一式   |

○台車、集じん装置等の清掃のため残骨灰用、集じん灰用を設けること。

○低騒音で、保守点検が容易に行える構造とすること。

○灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）が、自動で行える整備をすること。

○炉内台車清掃室を別に設置する場合は、この別室にも吸引口を設けること。

○吸引装置で捕集された灰の移し替え時等に灰が飛散しない構造とすること。

○円滑な運営に支障のない設備、数量を設置すること。

### ④ 柩運搬車

表 23 柩運搬車の要件

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 形式    | 電動走行式（充電器内蔵）               |
| 数量    | 告別室数＋予備1台以上とする             |
| 寸法・材質 | 炉及び柩の寸法に適し、耐久性・美観に優れた材質とする |

○柩を霊柩車から告別室及び炉前まで運搬し、さらに炉前冷却室（前室）の炉内台車上に柩を安置するための専用台車とすること。

○電動走行式とするが、切替えにより容易に手動走行できる構造とすること。

○炉内台車上は、柩の安置が容易に行える装置を備えること。

○バッテリーは、一日の通常作業に支障がない容量とすること。

### ⑤ 炉内台車運搬車（収骨及び炉内台車搬送用）

表 24 炉内台車運搬車（収骨及び炉内台車搬送用）の要件

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 形式  | 電動走行式（充電器内蔵）              |
| 数量  | 収骨室数＋予備1台以上とする            |
| その他 | 柩運搬車、炉内台車運搬車は兼用できないものとする。 |

- 炉内台車を運搬するための専用台車とすること。
- 電動走行式とするが、切替えにより容易に手動走行できる構造とすること。
- 耐久性に配慮して、各部材は十分な強度を持つこと。
- 炉内台車の出入が自動で行える装置を備えること。
- バッテリーは、一日の通常作業に支障がない容量とすること。
- 火傷する恐れがない構造とすること。

⑥燃料供給設備

- 燃料（プロパンガス）の貯蔵に必要なタンクを設置すること。
- 各火葬の燃料消費量が計測・記録・出力可能な装置を備えること。

⑦動物炉用残骨灰吸引クリーナー

表 25 動物炉用残骨灰吸引クリーナーの要件

|        |              |
|--------|--------------|
| 形式     | 可動式集灰器（耐熱型）  |
| 数量     | 1 台以上        |
| 電源     | AC100V（60Hz） |
| バケット容量 | 20L 程度       |

⑧動物用保冷库

- 動物を保管するための保冷库設置用のスペースを設けること。
- 保冷库の規模は、中型犬3頭程度が収蔵できるとともに大型犬も収蔵可能な庫内寸法及び段数の製品を想定すること。
- 必要なコンセント及び排水設備等を設置すること。

(3) 電気・計装設備

1) 一般事項

- 火葬炉設備に必要なすべての電気設備及び電気計装設備を整備すること。
- 火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設けること。
- 運転管理は現場操作盤及び管理事務室で行うものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置を具備すること。また、現場操作盤の操作が管理事務室より優先されるシステムとすること。
- 火葬炉設備で使用する電源は、動力用は三相 200V（60Hz）、制御用は単相 100V（60Hz）とする。
- 火葬炉設備の更新等を考慮し、計画すること。
- 計装項目は事業者の提案による。

2) 機器仕様

①一般事項

- 配線は、エコ仕様とし、動力用は EM-CE ケーブル等、制御用は EM-CEE/F ケーブル、CEE/F-S ケーブル、耐熱ケーブル等、目的及び環境に適したものを使用すること。
- 配線は、原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。
- ケーブル配線には、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- 使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。

- 盤類は、搬入及び将来の更新等を十分考慮した形状、寸法とすること。
- 盤類は、原則として防じん構造とすること。
- 計装項目は、すべての機器の安全運転を確保することを目的として、表示・操作・警報等必要十分な項目を設定すること。
- 3.7kW以上の電動機には電流計を設けること。
- 各電動機には、原則として現場操作盤を設けること。
- 電子機器は、停電時に異常が生じないようにバッテリー等でバックアップを行うこと。

②動力制御盤

- 形式は、鋼板製自立閉鎖型及び壁掛型を基本とすること。
- 事業者の判断により、適所に分割設置することも可とする。

③火葬炉現場操作盤

i 内蔵機器

表 26 火葬炉現場操作盤 内蔵機器の要件

|         |   |
|---------|---|
| 運転状態表示器 | タッチパネル方式<br>カラー液晶型とし、すべてのデータが表示されるとともに、すべての機器の手動操作がタッチパネル上で行えること。 |
| その他の機器  | 操作機器 一式、計装計器 一式、常警報装置 一式、その他必要なもの一式                               |
| 数量      | 各炉の運転状態の監視等に十分な数量   |

ii 数量

- 炉数による。

iii 主要機能

表 27 火葬炉現場操作盤 主要機能の要件

|                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| タッチパネル式 表示・操作機能 | 各機器の操作が手動で可能なもの               |
| 自己診断機能          | インバータの動作、酸素濃度計の動作等のチェックが可能なもの |

④中央監視制御盤

- 火葬炉の運転状況が、系統別に集中監視できること。
- 中央監視装置から各火葬炉の手動運転が行えること。
- 各火葬炉の計測データ、火葬開始・終了時間等を収集・バックアップし、日報・月報・年報の帳票が作成可能で、その結果を印刷ができ、外部の記憶装置に保存できること。なお、各計測データは、連続して記録すること。
- 停電によるシステムへの障害の発生を防止するため、無停電電源装置を設けてシステムの保護が行えるものとするが、中央監視制御装置が機能しない場合でも、火葬が可能なシステムとすること。
- 本制御盤の機能は、火葬開始・終了時間や火葬の進行状態、人、喪主等の氏名表示等のデータの共有化ができるものとするが、機能の一部は、燃焼制御装置等を含めてもかまわない。
- 各種センサーの信号は、コンピュータ等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案による。

i 内蔵機器

○運転状態表示器、操作機器、計装計器、異常警報装置、燃焼管理装置、データストレージ機器、その他必要なもの

ii 数量

○各一式

iii 主要機能

表 28 中央監視制御盤 主要機能の要件

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 運転状態表示機能                     | 主要機器の動作状態、火葬時間、主燃焼炉温度、再燃焼炉温度、炉内圧、酸素濃度、炉出口ダンパー開閉、冷却器入口温度、冷却器出口温度、バグフィルター差圧、排風機出力、集じん装置バイパスダンパー開閉、その他のバイパスダンパー開閉、排気筒排ガス温度等の表示機能    |
| プロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録（保存）機能 | 運転状態表示機能に示す機能及び集じん装置ホッパー温度のプロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録機能、故障表示・記録機能、各計測データ、火葬開始・終了時間等を収集し、外部の記憶装置に保存できるものとする。なお、各計測データは、連続して記録するものとする。 |
| その他機能                        | 故障表示及び記録機能、遠隔操作機能、火葬計画の作成・表示機能   |

⑤炉前操作盤（炉前化粧扉開閉用）

○炉前化粧扉の操作機能を有するものとする。なお、遺族名の表示等については、データの共有化ができること。

表 29 炉前操作盤（炉前化粧扉開閉用）の要件

|    |                   |
|----|-------------------|
| 機能 | 化粧扉開閉、故人、喪主名等の表示等 |
| 数量 | 炉数による             |

⑥計装制御装置

○火葬炉の安定した運転・制御に必要な計装制御機器を設置すること。なお、原則として火葬炉の運転・制御は火葬炉現場操作盤で行うこととするが、管理事務室からも、監視・各種記録の他、機器遠隔操作ができること。

⑦モニター設備

○排気筒監視カメラ、場内防犯カメラ及びモニターを整備し、記録できること。

○モニターは、カラー表示ができるものとし、管理事務室に設置すること。

i 排気筒監視カメラ

表 30 排気筒監視カメラの要件

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 形式  | ズーム式カラーカメラ（可動式：屋外仕様） |
| 数量  | 全排気筒を監視可能な数量         |
| 付属品 | 可動雲台、その他必要なもの一式      |

ii 場内監視カメラ

表 31 場内監視カメラの要件

|    |  |
|----|--|
| 形式 | ズーム型カラーカメラ（固定式・旋回式）  |
| 数量 | 以下の箇所を監視するものとし、設置台数は記載の台数以上とする。（管理事務室 1 台、敷地出入口 1 台/箇所、車寄せ用 1 台、エントランスホール 1 台以上） |

表 32 モニターの要件

|    |               |
|----|---------------|
| 形式 | カラー液晶型        |
| 数量 | 1 台（管理事務室用）以上 |

## (4) その他の用具等

## 1) 保守点検工具等

○事業者は、必要な工具を納入し、納入工具リストを提出すること。

## 2) 収骨用具

○収骨用具として、骨壺及び収骨箸を置く収骨台、その他必要なもの一式を整備すること。

## 3) その他必要なもの

○その他、火葬を行うにあたって必要な用具等については、事業者の責任において整備すること。

## 6. 5. 環境保全等対策に伴う要求水準

## (1) 公害防止に係る基準

本施設の要求水準は、公害防止に係る各種法令、基準類を遵守するほか、次の基準を適用することとする。なお、これらの基準が事業期間にわたって守られるよう、施設整備段階、運転支援及び性能試験業務段階で十分な性能確認を行うこと。特に、火葬炉整備にあたっては、これらの基準を満足するよう施設選定や運用方法の検討を十分に行うこと。

また、施設稼働後も、公害防止に係る基準を満足していることを確認するために、定期で測定を行い、当該結果を周辺自治会等に報告することを予定している。そのため、公害防止に係る基準の測定マニュアルを作成し、施設管理者に引継ぎを行うこと。

なお、公害防止に係る基準については、事業者により改めて関係法令等を確認すること。排ガス及び悪臭に関し、基準として明記されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

## (2) 排ガスに係る基準

排ガスに係る排出基準値については、次に掲げる基準値以下とする。

表 33 1 排気筒出口における基準値

| 規制物質    | 基準値                         |
|---------|-----------------------------|
| ばいじん    | 0.01g/N m <sup>3</sup> 以下   |
| 硫黄酸化物   | 30ppm 以下                    |
| 窒素酸化物   | 250ppm 以下                   |
| 塩化水素    | 50ppm 以下                    |
| 一酸化炭素   | 30ppm 以下                    |
| ダイオキシン類 | 1ng-TEQ/N m <sup>3</sup> 以下 |
| 排ガス温度   | 200℃以下                      |

※ 基準値は酸素濃度 12%換算値（1 工程の平均値）とする。

(3) 悪臭に係る基準

悪臭に係る排出基準値については、次に掲げる基準値以下とする。

表 34 悪臭物質濃度に係る基準

|         | 規制物質         | 基準値         |
|---------|--------------|-------------|
| 悪臭物質濃度  | アンモニア        | 1ppm 以下     |
|         | メチルメルカプタン    | 0.002ppm 以下 |
|         | 硫化水素         | 0.02ppm 以下  |
|         | 硫化メチル        | 0.01ppm 以下  |
|         | 二硫化メチル       | 0.009ppm 以下 |
|         | トリメチルアミン     | 0.005ppm 以下 |
|         | アセトアルデヒド     | 0.05ppm 以下  |
|         | プロピオンアルデヒド   | 0.05ppm 以下  |
|         | ノルマルブチルアルデヒド | 0.009ppm 以下 |
|         | イソブチルアルデヒド   | 0.02ppm 以下  |
|         | ノルマルバレルアルデヒド | 0.009ppm 以下 |
|         | イソバレルアルデヒド   | 0.003ppm 以下 |
|         | イソブタノール      | 0.9ppm 以下   |
|         | 酢酸エチル        | 3ppm 以下     |
|         | メチルイソブチルケトン  | 1ppm 以下     |
|         | トルエン         | 10ppm 以下    |
|         | スチレン         | 0.4ppm 以下   |
|         | キシレン         | 1ppm 以下     |
|         | プロピオン酸       | 0.03ppm 以下  |
|         | ノルマル酪酸       | 0.001ppm 以下 |
| ノルマル吉草酸 | 0.0009ppm 以下 |             |
| イソ吉草酸   | 0.001ppm 以下  |             |

表 35 臭気濃度に係る基準

|      | 規制物質    | 基準値    |
|------|---------|--------|
| 臭気濃度 | 排気筒出口基準 | 500 以下 |
|      | 敷地境界基準  | 10 以下  |

(4) 騒音に係る基準

騒音に係る基準値については、次に掲げる基準値以下とする。



表 36 騒音指導基準

| 区分         | 基準値        |
|------------|------------|
| 作業室内最大稼動   | 80dB(A) 以下 |
| 炉前ホール最大稼動  | 60dB(A) 以下 |
| 昼間敷地境界最大稼動 | 50dB(A) 以下 |

(5) 振動に係る基準

振動に係る基準値については、次に掲げる基準値以下とする。

表 37 振動指導基準

| 区分         | 基準値     |
|------------|---------|
| 作業室内最大稼動   | 75dB 以下 |
| 昼間敷地境界最大稼動 | 55dB 以下 |

(6) 排出灰に係る基準（残骨灰・集じん灰）

○ダイオキシン類濃度 3ng-TEQ/g 以下

(7) 留意事項

公害防止に係る基準については、事業者により改めて関係法令等を確認すること。排ガス及び悪臭に関し、基準として明記されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

6. 6. その他

事業者は、以下に示すものを設計・建設期間中に納入すること。なお、詳細については町と協議し決定するものとする。

(1) 家具備品

- 事業者は、斎場運営で必要となる家具備品等（ソファ、テーブル、イス、ブラインド、事務機、ロッカー等）を提案すること。
- 遺族等の直接利用する家具備品は、故人の新たな旅立ちの場としての相応しい、落ち着いた雰囲気の商品を備えたものを選定すること。
- 高齢者や障がい者等を含めたすべての人に対し安全性と利便性を確保された備品とすること。
- 備品家具は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定すること。
- 家具備品は既製品の調達を基本とするが、事業者の提案により同等以上の家具備品を計画することを認める。
- 必要に応じ、備品についても耐震対策を行うこと。

(2) パンフレット

本事業の紹介用に、斎場の概要、平面図及び施設の写真等を記載したパンフレットを作成し、当該原稿の電子媒体とともに町に提出すること。なお、詳細については、町と協議し決定するものとする。

○A4版・カラー印刷・4頁程度 500部

## 第4章 各業務の要求水準

### 1. 一般事項

- 事業者は、業務の実施にあたり本要求水準書及び技術提案書を基に、町と十分に協議調整を行い、誠実に業務を実施すること。
- 事業を実施するにあたっては、近隣に配慮して業務を進めること。
- 事業を完遂するために必要な一切の手続き等は、原則として事業者の責により行われるものとする。

### 1. 1. 総合業務計画書の提出

- 業務の実施に先立ち、調査業務から引き渡しまでの実施内容、実施体制、工程、進捗管理方法等を網羅した総合業務計画書を作成・提出し、町の承諾を得なければならない。なお、記載内容は、原則として契約書及び県の示す仕様書に付される業務計画書の様式を参考に作成のうえ町と協議すること。
- 調査、設計等の段階を経て、総合業務計画書の内容が変更となる場合には、変更総合業務計画書を作成・提出し、町の承諾を得ること。
- 総合業務計画書は、各業務の概要と取組方針を把握するために作成するものであり、実施事項の詳細は、各業務の着手時に提出する業務計画書等に記載すること。

### 1. 2. 各業務の報告

- 業者は調査、設計（基本設計、実施設計）、工事（建設、解体撤去、外構等整備）の内容及び進捗について、定期的に町に説明を行わなければならない。当該説明の時期及び回数は、事業者の提案によるものとするが、1ヶ月に1回程度は実施すること。
- 町は、調査、設計（基本設計、実施設計）、工事（建設、解体撤去、外構等整備）の内容及び進捗について、事業者に対し随時報告を求めることができる。

### 1. 3. 各業務の進捗等の管理

- 各業務の進捗管理は、事業者の責任において実施すること。
- 各業務の進捗に併せて（概算）事業費を事業者にて都度算出し、適切な事業費となっていることを確認しなければならない。

### 1. 4. 要求水準達成状況の確認

- 事業者は、各業務の実施において、事業者が実施する業務水準が要求水準書及び技術提案書で示した水準を達成していることを確認すること。

### 1. 5. その他の事項

- 成果物の一切に関する著作権人格権の使用に関して、事業者は主張をしないものとする。また、二次著作物を含む著作物の使用権は町に対して無制限にあるものとする。
- 各業務について、その業務対象・内容ごとに適切な資格要件を満たした技術者を配置し、業務が円滑に実施すること。また、該当する業務対象・内容ごとに対象となる契約書及び要求水準に基づき、適切な時期に書類を提出すること。

## 2. 事前調査業務

### 2. 1. 業務の対象

- 事業者は、本事業で必要と思われる調査を行うものとし、関係機関と十分協議し実施すること。なお、調査を実施する際は、調査前に町と協議を行うこと。
- 調査に伴う申請手続きが必要な場合は、適宜実施すること。
- 調査業務を実施するにあたっては、近隣に配慮して業務を実施すること。

### 2. 2. 業務の内容

- 本施設、構内駐車場・道路等の設計・施工、解体撤去のために必要な各種調査等、本事業を完遂するために必要な一切の調査を含むものとする。
- 調査を実施する際は、事前に町と協議を行うものとする。

#### (1) 調査業務計画書の提出

- 調査業務の着手に先立ち、調査業務を行うための調査業務計画書を作成・提出し、町の承諾を得なければならない。

#### (2) 業務の報告及び図書等の提出

- 事業者は、事前調査を実施した場合、事前調査業務の進捗状況及びその内容を定期的に町に報告するものとし、町と協議をしながら調査を進めること。
- 町は、事前調査業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。  
事業者は、調査の完了の都度、町に速やかに調査結果を報告し、承諾を得なければならない。

- 事業者は、すべての調査業務が完了した後に、一切の報告内容を包含した調査業務報告書を作成し、町に速やかに提出しなければならない。

#### (3) 補足事項

- ボーリング調査は町において実施済である。事業者の責において当該調査報告書を必要に応じて用いることができる。なお、事業者は、必要に応じて自ら地質調査を行うこと。
- 調査の結果、埋蔵文化財等、事前に予測することのできない設計・施工に支障を与えうる事象が明らかとなった場合、速やかに町に連絡のうえ協議しなければならない。

## 3. 設計業務

### 3. 1. 業務の対象

事業者は、本要求水準書、技術提案書等に基づき、本施設を整備するために必要な基本設計及び実施設計を行うものとする。主な設計対象施設等は以下とし、詳細は事業者の提案によるものとする。

- 新斎場（本施設）
- 外構

### 3. 2. 実施体制等

設計業務の実施にあたり、事業者は以下の要件、実施体制を満たすこと。

- 事業者は、設計業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う設計業務責任者を配置し、設計業務開始前に町の承諾を得ること。
- 設計業務責任者は、建築設計管理技術者及び火葬炉設計管理技術者を選定し、設計業務開始前に町の承諾を得ること。各管理技術者の変更は原則として認めない。
- 各設計業務の管理技術者には、設計（整備）業務を行う者に対する参加資格要件として示す設計（整備）実績と同等の実績や経験を有するものを配置すること。
- 設計業務責任者は、建築設計管理技術者を兼ねることを認める。また、各管理技術者は、町が求める設計業務の要求水準を満たすことを前提に、本要求水準書に定める他の設計（建築設計、火葬炉設計）の管理技術者を兼ねることを認める。
- 建築設計管理技術者は、参加表明書の提出期限日以前において、3ヶ月以上の雇用関係（代表者可）にある建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を配置すること。
- 各設計業務を行う担当者は、それぞれの内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者とする。なお、設計業務計画書の実施体制等に、設計業務に携わる者及び保有資格等を記載し、資格者証等の写しを添付すること。
- 各設計業務において、管理技術者と同等の資格を有する照査技術者を配置し、設計の要所で照査を実施すること。

### 3. 3. 業務の内容

- 計画検討（配置計画、設備計画、建築計画、構造計画等）、図面及び仕様書の作成、概算金額の算定、積算数量の算出、工事費内訳明細書の作成、各種申請等書類作成及び実施等の一切を含む。
- (1) 設計業務計画書の提出
  - 事業者は、設計業務の着手に先立ち、設計業務計画書を作成・提出し、町の承諾を得なければならない。
- (2) 業務の報告及び図書等の提出
  - 事業者は、町に対し、設計業務の進捗状況及びその内容（要求水準の達成状況を含む。）を定期的に報告するものとし、町と協議をしながら設計を進めること。
  - 町は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。
  - 事業者は、基本設計完了後、設計内容が本要求水準書及び技術提案書に適合していることについて町の確認を受け、町の承諾を受けた後に実施設計業務に移ることができる。
  - 事業者は、基本設計及び実施設計の各設計業務の完了時に、「別紙7 提出する図書」に示す設計図書等を町に提出して承諾を得なければならない。なお、提出部数については町と協議し決定する。

### 3. 4. 留意事項

- (1) 共通事項
  - 基本方針を十分に踏まえて業務を進めること。
  - 施設の点検、維持管理、修繕、運用、機器更新が効率的かつ適切に行えるよう十分に配慮

された計画とすること。

- 各空間、材料、設備等について、規制や基準を満足する品質・性能が担保されることが確認された場合にあっても、可能な限り望ましい品質、性能となるよう努めること。
- 関係法令等による申請・届出・各種手続き業務を行うこと。
- 設計業務の遂行にあたり、町と協議のうえ、進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認すること。
- 設計業務の進捗管理は、事業者の責任において実施するものとする。

## (2) 基本設計

- 基本設計は、実施設計に移行した場合に各分野の業務を支障なく進めるために十分な内容とすること。
- 基本設計では、基本計画（動線計画、構造計画、建築計画（主要な寸法、おさまり、材料、適用技術）、設備計画、環境影響対策等）の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とすること。
- 事業者は、町が議会や町民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、町の要請に応じて、説明用資料の作成に協力すること。

## (3) 実施設計

- 事業者は、要求水準書等に示された設計条件に基づき、意匠・構造・電気設備・機械設備・外構・植栽の各要素についてデザインと技術にわたり細部の検討をさらに行うこと。
- 実施設計業務では、事業者の責任において要求水準書等に規定した仕様またはそれを上回る水準の仕様を提案し、実施設計図書を作成するとともに、必要に応じて設計内容を説明する資料を作成し、確認申請等各種申請・届出提出前及び工事着手前に町の承諾を得なければならない。また、建設業務着手後に実施設計図書の変更を行う場合も同様とする。
- 事業者は、確認申請等各種申請・届出業務を行い、申請手続きに関する関係機関との協議内容を町に速やかに報告するとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを町に提出するものとする。
- 事業者は要求水準書等に明示のない場合または疑義を生じた場合には、町と協議すること。
- 実施設計は、工事の実施に必要な事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とすること。

## 4. 建設業務

### 4. 1. 業務の対象

建設業務の対象施設は、基本設計及び実施設計図書により定義される。

### 4. 2. 実施体制等

建設業務の実施にあたり、事業者は以下の要件、実施体制を満たすこと。

- 事業者は、建設業務を総合的に把握し、業務の調整と管理を行う建設業務責任者を建設企業から配置し、建設業務開始前に町の承諾を得ること。
- 建設業務期間中の不測の事態や災害の発生については、建設業務責任者が迅速かつ的確に対応すること。

- 建設企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の規定に基づく主任（監理）技術者を、当該工事施工期間中配置すること。また、主任（監理）技術者は以下の要件を満たす者とし、参加表明書の提出期限日以前において 3 ヶ月以上の雇用関係にあること。
  - i. 参加表明書の提出期限日以前において、過去 15 年間に竣工した「延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の建築工事」に係る従事経験を有する者又は同等の経験を有すると町が認める者
  - ii. 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者
  - iii. 参加表明書の提出期限日以前において、一級建築施工管理技士又は一級建築士のいずれかの資格を有すること。
- 火葬炉企業は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の規定に基づく主任（監理）技術者を、当該工事施工期間中配置すること。また、主任（監理）技術者は以下の要件を満たす者とし、参加表明書の提出期限日以前において 3 ヶ月以上の雇用関係にあること。
  - i. 参加表明書の提出期限日以前において、過去 15 年間に、地方公共団体（地方自治法第 284 条第 2 項の規定による一部事務組合を含む。）が発注した、火葬炉（人体炉）を一契約（共同企業体としての契約の場合は代表構成員、構成員のいずれも可とする。）で 2 基以上納入・設置する工事に係る従事経験を有する者又は同等の経験を有すると町が認める者
  - ii. 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者
- 建設企業及び火葬炉企業は、参加表明書の提出期限日以前において、3 ヶ月以上の雇用関係にある者を現場代理人として配置すること。なお、主任（監理）技術者は現場代理人を兼ねることができる。
- 建設業務及び火葬炉整備業務を行う者は、それぞれの施工内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者とする。なお、建設業務計画書等の実施体制に、建設業務及び火葬炉整備業務に携わる者及び保有資格等を記載し、資格者証等の写しを添付すること。

#### 4. 3. 業務の内容

- 基本設計及び実施設計図書に基づき、斎場の建設、及び機器・備品の設置を行う。本業務には、機器設備類を含む工作物の試験調整、各種申請書類の作成・協議・提出、各種書類作成等、業務を完遂するために必要な一切を含むものとする。
- 騒音、振動、悪臭、公害、粉じん発生、交通渋滞他、整備期間中の建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。事業者は町に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- (1) 建設業務計画書の提出
  - 事業者は、建設業務の着手に先立ち、建設業務計画書を作成・提出し、町の承諾を得なければならない。
- (2) 業務の報告及び図書等の提出
  - 事業者は、町に対し、建設業務の進捗状況及びその内容（要求水準の達成状況を含む。）を定期的に報告するものとし、町と協議をしながら建設業務を進めること。

- 町は、建設業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。
- 事業者は、実施設計内容が本要求水準書及び技術提案書に適合していることについて確認のうえ、町に報告し、町の承諾を得た後に建設業務に着手することができる。
- 建設業務の完了時は、「別紙7 提出する図書」に示す成果品を町に提出して承諾を得なければならない。なお、提出部数については町と協議し決定する。

### (3) 準備調査等

- 着工に先立ち建築準備調査等を十分に行い、整備期間中の工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。

### (4) 建設工事

- 事業者は、工事現場に工事記録を常に整備すること。
- 町は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- 周辺地域に万が一悪影響を与えた場合は、事業者の責任において影響の排除等にあたること。
- 工事にあたっては、警備員、誘導員を配置し、工事期間中の周辺環境の安全を確保すること。
- 工事関係車両の通行については、過積載を避け、積み荷の転落・飛散防止の措置を講じるとともに、周辺環境を考慮した運行計画を立て、交通の安全と円滑を図ること。また、工事関係車両の時間待ち等による付近道路上への駐車させないこと。
- 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適正に処理すること。
- 工事から発生した廃材等については、積極的に再資源化を図ること。
- 隣接する道路等に損傷を与えないよう留意し、工事期間中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- 工事現場内から退場する車両のタイヤの付着土砂による道路の汚れを防止するため、場内にタイヤ洗浄に関わる設備を設けること。
- 整備期間中は、火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万一火災、災害等が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、町の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。
- 仮設事務所を設置し、町との打ち合わせ等に対応可能なようにすること。
- 仮設事務所、資材置き場、通勤用車両の駐車場等、工事で必要となる仮設は事業者の責任で確保すること。

## 4. 4. 完成後の業務

### (1) 完成検査及び完成確認

- 本事業では、部分完成検査を実施し、その後、現斎場の解体撤去工事を行う。
- 完成検査、部分完成検査及び完成確認、部分完成確認は、次の規定により実施する。

#### 1) 事業者による完成検査等

- 事業者は、本施設の完成後、施設の完成検査、部分完成検査並びに機器・器具の試運転及び性能試験等を実施すること。
- 完成検査、部分完成検査並びに機器・器具の試運転及び性能試験等の実施については、そ

これらの予定日の14日前までに町に書面で通知すること。

○町は、事業者が実施する完成検査、部分完成検査に立会うことができる。

○事業者は、町に対して完成検査、部分完成検査並びに機器・器具の試運転及び性能試験等の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告するものとする。

## 2) 町の完成確認等

○町は、事業者による完成検査、部分完成検査及び法令による完成検査、部分完成検査並びに機器・器具の試運転及び性能試験等の終了後、本施設について完成確認、部分完成確認を実施する。

○町は、事業者の立会いの下で、完成確認、部分完成確認を実施する。

## (2) 完成図書の提出

○事業者は、建設業務の完了時に「別紙7 提出する図書」に示す完成図書を町に提出すること。

## 5. 各種許認可等申請及び支援業務

○インフラ関連の引き込み協議、建築確認申請、その他事業の完遂に必要な許認可等申請手続きを、本事業の実施に支障がないよう、各種申請等を事業者の責任と負担において作成のうえ適切に実施すること。

○町が本事業を実施するうえで必要な申請を行う際、事業者は必要な協力を行うこと。

○本施設供用開始後、支障なく稼働できるように、運転マニュアルを作成するとともに、運転に従事する者への研修等を含めた稼働準備に係る業務を行うこと。

○稼働準備に係る業務に必要な資材及び消耗品等の調達については、事業者の負担とする。

## 6. 試運転及び運転指導業務

### 6. 1. 試運転

○設備等の設置後、設計・建設期間中（令和8年3月まで）に試運転を行うとともに、非常事態等を想定した緊急作動試験を行うものとする。

○試運転・緊急作動試験に先立ち、「試運転等要領書」を作成し、町の承諾を得ること。なお、試運転・緊急作動試験には町の担当者が立会うものとする。

○試運転終了後に「試運転等記録（緊急作動試験等の記録を含む。）」を作成し、町の承諾を得ること。

○試運転期間中は専門技術者が対応すること。

### 6. 2. 運転指導

○事業者は、設計・建設期間中（令和8年3月まで）に、運転に従事する職員を対象とした説明会及び運転指導を行うこと。

○運転指導の方法や期間については事業者の提案とするが、事業者は、運転指導を開始する30日前までに運転指導計画書を作成し、町に提出すること。なお、運転指導時期については、総合業務計画書においてあらかじめ明記すること。

○運転指導期間中、指導内容に応じ、事業者は運転指導員を適切に配置させること。



- 事前に施設の運営・運用状態を想定し、それらに必要な業務内容、体制及び人員数、保有が望ましい技能の程度等を整理し、基本設計が完了する段階までに町と協議を行って管理運営体制案を作成し、提出すること。
- 施設の運営を適切に行えるよう、施設及び機器の設置場所・操作方法、維持修繕点検の周期や方法、故障・障害時の対応方法及び緊急連絡先等を含む操作マニュアルや緊急時マニュアル等の必要なマニュアル類を作成し、町に提出すること。
- 本事業終了後（施設引渡し後）においても、運転に従事する職員からの各種問い合わせに応じること。

## 6. 3. 試運転及び運転指導にかかる経費

- 試運転等に係る燃料費、電気代及び運転指導に必要な人件費等は事業者の負担とする。

## 7. 性能試験及び引渡業務

### 7. 1. 予備性能試験

- 事業者は、設計・建設期間中（令和8年3月まで）に実施する引渡性能試験の前に予備性能試験を行い、町に「予備性能試験報告書」を提出すること。

### 7. 2. 引渡性能試験

- 引渡性能試験は、設計・建設期間中（令和8年3月まで）において予備性能試験を終了した後、施設全体の性能及び機能が確保されていることを確認するために実施すること。

#### (1) 引渡性能試験の実施要領

- 引渡性能試験は、予備性能試験を終了した後、町の立会いのもと実施する。
- 引渡性能試験を行うにあたっては、あらかじめ町と協議のうえ、「別紙8 性能試験の項目」で示す試験項目及び手法に基づいて実施する。
- 引渡性能試験の実施にあたっては、試験の内容及び運転計画等を明記した「引渡性能試験要領書」を作成し、町の承諾を得ること。
- 性能保証事項に関する引渡性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、該当項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うこと。
- 引渡性能試験の日程は、あらかじめ町と協議して決定すること。

#### (2) 引渡性能試験の実施条件

- 引渡性能試験は次の条件で実施する。
- 引渡性能試験は、各炉で実施する。
- 引渡性能試験における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、町との協議を踏まえ決定する。
- 排ガス測定のサンプリング時間は、火葬1行程全てとし、再燃焼バーナの点火時から主燃焼バーナ消火時までとする。
- 引渡性能試験の調査時期及び調査地点の詳細については、町との協議を踏まえ決定する。  
引渡性能試験の結果、性能保証を達成できない場合は、事業者は必要な改造、調整を行い、改めて当該炉の引渡性能試験を実施すること（この性能試験は、基準値を満足するまで実

施する。なお、当該炉に実施した改造・調整等は、他炉についても同様に実施すること。)  
○性能試験に必要な費用は、すべて事業者の負担とする。

### 7. 3. 引渡し

- 原則、引渡しは、試運転、運転指導が全て完了し、引渡性能試験により性能及び機能が確保されていることを町が確認した後に、設計・建設期間中（令和8年3月まで）において行うものとする。
- ただし、引渡性能試験が引渡し前に実施できない場合、性能以外の工事完了確認の合格を持って引渡しとする。
- 上記、性能以外の工事完了確認合格をもって引渡しを行った後に、性能及び機能が確保されていることを町が確認を行う。

## 8. 既存施設解体撤去業務

### 8. 1. 業務の対象

解体撤去業務の主な対象施設は以下とする。（「別紙9 現斎場の図面」参照）

- 現斎場・管理棟・公衆便所等の既存施設
- 敷地内の外構等

表38 現斎場の概要

| 項目      | 内容   |
|---------|--|
| 供用開始年月日 | 昭和53年8月1日  |
| 建築面積    | 306.400 m <sup>2</sup>   |
| 延床面積    | 387.542 m <sup>2</sup> (1階200.400 m <sup>2</sup> 、地下1階187.142 m <sup>2</sup> ) |
| 構造      | 鉄筋コンクリート造 地上1階・地下1階  |
| 主要設備    | 火葬炉 3基、動物炉 1基<br>昇降機 1基、燃料タンク(3,000L) 1基                                       |
| 主要施設内容  | ≪1階≫<br>エントランスホール、告別室、トイレ<br>≪地下1階≫<br>炉前収骨ホール、炉室                              |

### 8. 2. 業務の内容

- 現管理棟（延床面積：36.630m<sup>2</sup>）は本施設の建設工事着工前に、現斎場は本施設の供用開始後に解体撤去工事を行う計画とすること。
- 現斎場の地下構造部分については、解体撤去することにより周辺に構造上等の影響が及ばない範囲のみ解体撤去すること。
- 斎場利用者の安全性に十分配慮すること。
- ダイオキシン類、アスベスト、PCB等について事前調査を行い、関係法令に従って適切に処理、処分を行うこと。
- 敷地内の電気、ガス、給水、排水等の埋設配管及び地下工作物で使用しないものは、関係機

関に確認のうえ、解体撤去工事を行うこと。本施設に不必要な範囲は、すべて撤去・閉栓すること。

- 現斎場及び管理棟における不要備品の撤去処分を行うこと。
- 解体撤去対象施設・設備を事前に調査し、町の承諾を得ること。なお、当該事前調査に該当がなく、開示する図面等にも記載のない工作物の撤去等については、町と協議を行うこと。
- 事前調査の結果を基に関係法令等に従い、「解体撤去工事施工計画書」、「解体撤去工事工程表」を作成すること。
- 解体撤去に伴い発生した廃棄物は、関係法令に従って適正に処理・処分すること。
- 解体撤去工事期間中は、本施設利用者等の安全確保ならびに周辺環境に十分配慮すること。また、低騒音、低振動重機等の採用し、振動、騒音、粉じん等の発生に留意すること。

## 9. 施設周辺整備業務

### 9. 1. 業務の対象

施設周辺整備業務の対象施設は以下のとおりとする。

- 六地藏、霊灰塔、慰霊塔等の敷地内にある工作物

### 9. 2. 業務の内容

- 現在は対象施設が敷地内に分散しているため、それを集約させ整備するものとする。
- 六地藏には雨を遮るための屋根を設置すること。
- 詳細については、町と協議し決定するものとする。

## 10. モニタリングへの協力

### 10. 1. 町による本事業の実施状況の確認（モニタリング）と事業者の協力

- 町は、事業者が要求水準書及び技術提案書等に定められた業務を確実に遂行し、要求水準書及び技術提案書等に基づき設定される業務水準を満たしているかを確認するために、監視、測定や評価等の本事業の実施状況の確認（以下、「モニタリング」という。）を行う。
- 事業者は、町が実施するモニタリングのため、自らの責任において要求水準の達成状況を管理・評価し、その結果をとりまとめて遅滞なく町に報告すること。また、町が実施するモニタリングに必要な協力を行うこと。
- なお、町によるモニタリングは、次に示す(1)から(3)のとおり予定している。

#### (1) モニタリングの概要

##### 1) 業務着手時

- 町は、契約締結時に、事業者より提出された各書類を確認し、要求水準を満たしていることを確認する。
- 事業者は、契約締結時に、要求水準において提出を求める各書類を遅滞なく町に提出し、要求水準を満たしていることの確認を受けること。

##### 2) 設計時

- 町は、設計業務の着手時及び完了時並びに設計の必要な時点において、事業者より提出さ

れた各書類を確認し、要求水準を満たしていることを確認する。

- 事業者は、設計着手前に設計に関する工程表を町に提出し、町が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。また、設計の打合せ時に必要な資料等を町に提示し、要求水準等が反映されていることの確認を受けること。
- 事業者は、基本設計及び実施設計の各完了時に設計図書等の成果品を町に提出し、町が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。なお、提出する設計図書は、各種許認可等申請だけでなく、積算や工事施工等に支障のないものとする。なお、設計図書は電子データ（形式等は町と協議して決定すること。）でも提出すること。
- 設計の状況について、事業者は、町の求めに応じて随時報告を行うこと。

### 3) 建設時

- 町は、建設業務の着手時及び完了時、並びに建設の必要な時点において、事業者より提出された各書類を確認し、要求水準を満たしていることを確認する。
- 事業者は、建設業務の着手前に、実施工程表及び工種別施工計画書を町へ提出し、町が要求した事業スケジュール等に適合していること及び要求水準等が反映されていること等の確認を受けること。
- 事業者は、建設業務の進捗状況及び施工状況等について町に定期的に報告するほか、町の求めに応じて説明を行うこと。また、町は事前の通知なしに現場に立会うことができるものとする。また、事業者は、施工に関する検査または試験の実施について、事前に町に通知するものとする。町はこれらに立会うことができるものとする（ただし、要求水準書において町が立ち会うことを明確に記載している場合は、町が立会うことを必須とする）。
- 事業者は、町の求めた場合には、中間確認を受けること。
- 事業者は、工事が完了し、完了に伴う検査等を行う場合は、事前に町に通知すること。町はこれらに立会うことができるものとする。事業者は、建設工事完了時に町へ報告を行い、完成状況の確認を受けること。この際、事業者は、竣工図や施工図等の施工の記録が分かる資料、説明書及び製品の保証書等を提出すること。なお、竣工図は電子データ（形式等は町と協議して決定すること。）でも提出すること。

### (2) モニタリングの費用負担

- 町が実施するモニタリングに係る経費のうち、町に生じる費用は町の負担とし、その他の費用は事業者の負担とする。

### (3) モニタリング結果の活用

- モニタリングの結果、事業者の計画する施設内容や業務実施内容が、要求水準書及び技術提案書等のあらかじめ定められた水準を下回ることが明らかになった場合、町はその内容に応じて是正勧告を行う。
- 複数回の是正勧告を実施してもまだ改善が認められない場合は、支払いの延期、契約解除等の措置を取る。

## 10. 2. 事業期間中の事業者と町の連絡体制

- 原則として町は代表企業に対して連絡等を行うが、必要に応じて構成員となる企業に直接、連絡を行う場合がある。